

貸渡約款(契約条項)

第1条(約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡テントサウナとそれに付随する道具一式(以下「テントサウナー式」といいます。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。

当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2条(予約の申込み)

借受人は、テントサウナー式を借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、利用者、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。)を明示して予約の申込みを行うことができます。

なお、当社は、電話連絡並びに電子メールによる予約に応じますが、予約内容と実際に相違があった場合でも当社は責任を負わないものとします。

当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するテントサウナー式の範囲内で予約に応ずるものとします。

この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

第3条(予約の変更)

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条(予約の取消し等)

借受人は、別に定める方法により予約を取り消すことができます。

借受人が、借受人の都合により予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもテントサウナー式貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。)締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

事故、盗難、不返還、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。

この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。

第5条(免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第6条(貸渡契約の締結)

借受人は借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。

貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に貸渡料金を支払うものとします。

借受人は、貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で使用者の義務と定められた事項を遵守するものとします。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び使用者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び使用者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとします。

当社は、借受人又は使用者が前3項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条を適用するものとします。

第7条(貸渡契約の締結の拒絶)

借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- ① 当社が求めたにもかかわらず、その利用者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
- ② 酒気を帯びていると認められるとき。
- ③ 麻薬、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- ④ 指定暴力団若しくは指定暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- ⑤ 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。
- ⑥ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。

借受人が次の各号のいずれかに該当するとき、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- ① 予約に際して定めた利用者と貸渡契約締結時の利用者とが異なるとき。
- ② 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
- ③ 過去の貸渡しにおいて、第14条各号に掲げる行為があったとき。
- ④ 別に明示する条件を満たしていないとき。
- ⑤ その他、当社が適当でないと認めたとき。

前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、当社所定の予約取消手数料を直ちに当社に支払うものとします。

なお、当社は、借受人から予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

第8条(貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にテントサウナー式を引き渡したときに成立するものとします。

この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

前項の引渡しは、借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

第9条(貸渡料金)

貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

(基本料金、オプション料金、その他の料金)

第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い貸渡料金によるものとします。

貸渡料金については細則で定めるものとします。

第10条(借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第11条(貸渡証の交付、携帯等)

当社は、テントサウナー式を引き渡したときは、所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。

借受人は、テントサウナー式の使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

借受人は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

借受人又は運転者は、テントサウナー式の返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

第12条(管理責任)

借受人は、テントサウナー式の引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもって使用し、保管するものとします。

借受人は、テントサウナー式を使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しテントサウナー式を使用するものとします。

第13条(日常点検整備)

借受人は、使用中のテントサウナー式について、使用する前に取扱説明書に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第14条(禁止行為)

借受人は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- ① 当社の承諾に基づく許可等を受けることなくテントサウナー式をこれに類する目的に使用すること。
- ② テントサウナー式を所定の用途以外に使用し又は貸渡証に記載された使用者及び当社の承諾を得た者以外の者に使用させること。
- ③ テントサウナー式を転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- ④ テントサウナー式を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- ⑤ 法令又は公序良俗に違反してテントサウナー式を使用すること。
- ⑥ テントサウナー式を日本国外に持ち出すこと。
- ⑦ その他借受条件に違反する行為をすること。
- ⑧ 当社の承諾を得ることなく、撮影またはイベント等にテントサウナー式を使用すること

本条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがあります。

第15条(返還責任)

借受人は、テントサウナー式を借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

借受人が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にテントサウナー式を返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。

この場合、借受人は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第16条(返還時の確認等)

借受人は、当社立会いのもとにテントサウナー式を返還するものとします。

この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

借受人は、テントサウナー式の返還にあたって、当社はテントサウナー式の返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第17条(借受期間変更時の貸渡料金)

借受人は、借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

借受人は、所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

借受人は、当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第18条(不返還となった場合の措置)

当社は、借受人が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にテントサウナー式を返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとります。

当社は、前項に該当することとなったときは、テントサウナー式の所在を確認するため、借受人又は使用者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

第1項に該当することとなった場合、借受人は、当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、テントサウナー式の回収及び借借受人の探索に要した費用を負担するものとします。

第19条(故障発見時の措置)

借受人は、使用中にテントサウナー式の異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第20条(事故発生時の措置)

借受人は、使用中にテントサウナー式に係る事故が発生したときは、直ちに使用を中止し事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- ① 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- ② 前号の指示に基づきテントサウナー式の修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- ③ 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

借受人は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

当社は、借受人の事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第21条(盗難発生時の措置)

借受人は、使用中にテントサウナー式の盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- ①直ちに最寄の警察に通報すること。
- ②直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- ③盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第22条(使用不能による貸渡契約の終了)

使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりテントサウナー式が使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

借受人は、前項の場合、テントサウナー式の引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。

ただし、故障等が事由による場合はこの限りでないものとします。

故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替テントサウナー式の提供を受けることができるものとします。

借受人が前項の代替テントサウナー式の提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。

なお、当社が代替テントサウナー式を提供できないときも同様とします。

故障等が借受人及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

借受人は、本条に定める措置を除き、テントサウナー式を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第23条(賠償及び営業補償)

借受人は、借受人又は運転者が借り受けたテントサウナー式の使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は使用者の責に帰すべき事由による故障、テントサウナー式の汚損・臭気により当社がそのテントサウナー式を利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとし、借受人又は使用者はこれを支払うものとします。

第24条(貸渡契約の解除)

当社は、借受人が使用中にこの約款に違反したときは、何らの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにテントサウナー式の返還を請求することができるものとします。

この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第25条(中途解約)

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。

この場合、当社は、別途定める規定に該当するときを除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

【中途解約手数料＝{(貸渡契約期間に対応する基本料金)－(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)}×50%】

第26条(個人情報の利用目的)

当社が借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- ①貸渡契約締結時に貸渡証をの作成等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- ②借受人に対し、当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内。
- ③貸渡契約の締結に際し、借受け申込者、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査。
- ④当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人に対してのアンケート調査。

⑤個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成。

第1項各号に定めていない目的で借受人の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第27条(個人情報の登録及び利用の同意)

借受人は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

第28条(消費税)

借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税(地方消費税を含む)を支払うものとします。

第29条(遅延損害金)

借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第30条(細則)

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表又はホームページ等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第31条(合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 本約款は、令和5年4月1日改正。